

令和8年度 第1回甲賀市総合教育会議 次第

日 時 令和8年8月6日（木） 9：00～10：30

場 所 甲賀市役所4階 教育委員会室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 協議事項

議題

- ・甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- ・甲賀市こども基本条例（素案）について

4. 事務連絡

5. 閉 会

配布資料

○甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

別紙資料1 甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

別紙資料2 甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 概要版

○甲賀市こども基本条例（素案）について

別紙資料3 甲賀市こども基本条例（素案）

○甲賀市総合教育会議設置要綱／甲賀市総合教育会議構成員名簿／席次

甲賀市市民憲章

わたしたちは「**みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市**」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
あなたも仲間
いろいろ山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

1. 甲賀市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

【別紙資料2、3】

【計画の趣旨】

- ・教職員の超過勤務を解消し、子どもと向き合う時間を確保するとともに、誇りややりがいを感じ、心身ともに健康で生き生きと働ける職場づくりを進める。

《補足》

公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、令和8年4月1日から施行。服務監督を担う教育委員会が指針に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を策定する。

【本市の現状とこれまでの取組】

- ・令和7年度まで継続して学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実を図ってきた結果、時間外在校等の時間の年間平均時間は、小・中学校ともに減少傾向となった。
- ・生徒指導や教育相談、各種調査のとりまとめなど、さらなる業務の精選や教職員間による校務等の協働推進による働きやすい環境づくりを進めていくことが課題である。

《補足》

平成31年（2019年）4月に制定された第3期甲賀市教育振興計画（令和5年11月一部改訂）において、滋賀県教育委員会が「学校における働き方改革取り組み方針」の中で示された「取組の5本柱」に関わり、甲賀市は取組を進めてきた。

【目標と計画の期間】

- ・時間外在校等時間に関する目標、ワークライフバランスや働きがい等に関する目標において具体的な数値の実現に向け、計画の期間を令和8年度から11年度とする。

【実施する内容】

- ・本計画においては、県の「学校における働き方改革取組計画」の3つの柱に合わせて取り組み内容を新規・拡充・継続に分類し、示した。さらに教育委員会が主体となるもの〔教委主体〕、学校と教育委員会が連携して取り組むもの〔学校連携〕に分け、それぞれ主体的に取り組みが推進されるようにした。

○イ…子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり

〔教委主体〕

民間プール施設利用、教育業務支援員配置、SSR活用、SC・SSWの専門的な対応等

〔学校連携〕

教育課程見直し、年2回の成績評価、午前5時間制（小学校）等

○ロ…業務の削減・効率化

〔教委主体〕

校務支援システム、保護者連絡アプリ、出勤簿や年休簿等のデータ管理、押印の廃止、部活動の地域展開等

〔学校連携〕

スクールガード等による通学路の見守り活動推進等

○ハ…働きやすさの確保

〔教委主体〕

音声メッセージ等による時間外の電話応対、学校給食費や学校施設の管理等

〔学校連携〕

各校の働き方改革推進計画策定、長時間労働が続いている教職員への改善対応等

【今後のフォローアップ】

- ・超勤時間にかかる目標の達成状況を把握し、各校の効果的な取組事例を活用し、超勤縮減の推進を図る。
- ・取組の着実な実行を図るため、市内公立各小中学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、甲賀市のホームページによる公表および総合教育会議において報告する。

2. 令和7年度時間外在校等時間の状況について

※令和8年5月集計

	年平均 (時間)		月 45 時間超えの割合 (%)		月 80 時間超えの割合 (%)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和3年度	46.8	42.3	44.3	37.8	7.5	7.1
令和4年度	38.3	34.6	36.5	31.2	8.6	4.7
令和5年度	37.4	34.3	36.2	27.0	6.0	3.4
令和6年度	36.6	30.6	35.8	25.1	4.5	3.0
令和7年度	36.5	31.0	34.7	29.0	3.4	2.6

- ・令和6年度から令和7年度にかけて、時間外在校等の年平均時間はほぼ変わらない。
- ・小学校においては、月 45 時間越え・月 80 時間越えともに割合が減少している。
- ・中学校においては、月 45 時間越えの割合はやや増加しているが、月 80 時間越えの割合は減少している。

【別紙資料 1】

甲賀市立小中学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

甲賀市教育委員会

目次

1．計画の趣旨・現状	・・・ P 2
2．目標	・・・ P 4
3．計画の期間	・・・ P 4
4．実施する業務課管理・健康確保措置の内容	・・・ P 4 ～ P 8
5．今後のフォローアップについて	・・・ P 8 ～ P 9
6．業務量管理・健康確保措置実施計画のロードマップについて	・・・ P 1 0 ～ P 1 1

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

社会の急激な変化が進む中、子どもたちが未来において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力の育成がより重要視されている。そのためには、現状の学校教育の改善や充実が求められており、本市では令和2年度から一人一台端末を活用した学習支援ソフト（オクリンク）、AIドリルなどさらなるICT教育の充実を図ってきた。加えて、学校が取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校に求められる役割も増大し、教職員の長時間勤務が社会問題となった。

そこで、教職員の超過勤務を解消し、子どもと向き合う時間を確保するとともに、誇りややりがいを感じ、心身ともに健康でいきいきと働ける職場づくりをすすめることから本計画を策定する。

(2) 本市の現状

平成29年（2017年）12月策定の「甲賀市教育大綱」（令和3年10月改訂）に掲げる「たくましい 心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」を教育方針とし、平成31年（2019年）4月に制定された第3期甲賀市教育振興基本計画（令和5年11月一部改訂）を策定し、その計画において、滋賀県教育委員会が「学校における働き方改革取り組み方針」の中で示された「取組の5本柱」に関わり、本市教育委員会では以下の取組を進めてきた。

＜令和7年度までの取組（継続）＞

① 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

☆年間スケジュールの見直し

（学校行事、児童会生徒会行事、PTA行事など行事の精選）

具体例：運動会・体育祭の半日開催、家庭訪問の中止

3学期制から2学期制（小学校）、社会見学等の精選

入学式、卒業式の時間短縮、授業時数の適正化

市の水泳大会中止 など

☆学校閉校日の設定 夏季：8月10日～16日（7日間）

冬季：12月28日～1月4日（8日間）

☆教科専科指導員、特別支援員等の配置

☆教員業務支援員の充実

☆学校運営共同実施の推進、地域学校事務室の設置

☆校務支援システムの導入

☆出退勤の管理

☆職員研修の見直し（ハイブリット型）

☆学校運営協議会の運営（地域住民による学校行事や学習活動の補助）

- ☆音声メッセージ機能付電話機の導入
- ☆保護者連絡アプリ（すぐーる）の導入
- ☆部活動指導員の配置
- ☆スクールロイヤー事業の実施

前述のような取組の結果、本市における教職員時間外在校等時間の状況は、令和３年度から令和６年度までは以下のとおりである。

【時間外在校等時間の状況（令和３年度から令和６年度）】

	年平均 (時間)		月 45 時間超えの割合 (%)		月 80 時間超えの割合 (%)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和３年度	46.8	42.3	44.3	37.8	7.5	7.1
令和４年度	38.3	34.6	36.5	31.2	8.6	4.7
令和５年度	37.4	34.3	36.2	27.0	6.0	3.4
令和６年度	36.6	30.6	35.8	25.1	4.5	3.0

時間外在校等時間の状況は、小・中学校ともに年間平均時間が減少傾向にあり、小学校では令和３年度の 46.8 時間から令和６年度には 36.6 時間へと減少し、中学校でも 42.3 時間から 30.6 時間へと改善が見られる。月 45 時間を超える教職員の割合は、全体として減少傾向にあるが、依然として勤務状況に課題が見られる。月 80 時間を超える割合は小学校で令和３年度の 7.5% から令和６年度には 4.5% へ、中学校では 7.1% から 3.0% へと大きく減少し、長時間勤務の改善が見られる一方、依然として長時間勤務の教職員が一定存在する状況にある。また、教職員の勤務状況については、QR コードで打刻を行い出退勤の把握を行っているものの、週休日や休日の部活動指導による打刻が十分でなく校長会等で正確な勤務状況の把握に努めるように指示しているところである。

これまでの取組の成果としては、運動会や体育祭の半日開催、家庭訪問中止等の行事の精選や校務支援システム・保護者連絡アプリの導入、教員業務支援員や特別支援員の充実、中学校の部活動における外部指導員の配置などにより、業務の負担軽減と効率化が進んだ点が挙げられる。また、音声メッセージ機能付電話機の導入、夏季・冬季における学校閉校日の設定も教職員の負担軽減となる大きな要因となっている。

課題としては、生徒指導や教育相談、各種調査のとりまとめなど、多岐にわたる業務の負担が大きく、今後、さらなる業務の精選や学習支援員等の活用、教職員間による校務等の協働推進などにより、働きやすい環境づくりをさらに進めていくことが求められている。

こうした状況等を踏まえて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条関連に基づき、学校現場からの意見も踏まえながら「甲賀

市立小中学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

2. 目標

甲賀市教職員の目指す姿

「子どもも教職員も笑顔あふれる学校」の実現

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする
(※1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にする)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 16 日以上にする。
- ・ 「やりがいがある」「働きやすい」と回答する肯定的な割合を、それぞれ 90%、80%以上にする。※各校で実施する学校評価において把握。
- ・ セルフチェックシートの「現在の健康等に係る状況について」の項目で「概ね健康です」の割合を 100%にする。

※市教委作成、健康状態と働き方を振り返る「セルフチェックシート」を活用し、Microsoft365 の集計ツールにてアンケートを実施する。

3. 計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、県教育委員会が示す次期「学校における働き方改革取組計画」を参酌し、第 4 期甲賀市教育振興基本計画に基づき、本計画期間中の重点項目として以下の内容に取り組むこととする。また、教育委員会に「働き方改革推進会議」を設置し、計画の進捗状況を把握し、成果や課題を踏まえた計画の推進を図る。

「業務の 3 分類」等を踏まえた業務の見直し

㊦・・・新規 ㊧・・・拡充 ㊨・・・継続 ※実施年度は実施計画一覧表参照

■教育委員会が主体的に取り組む内容

イ 子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3 分類」㊩㊪㊫関係）

- ㊦ 体育科の水泳学習において、可能な地域から民間プール施設を利用し、プールの水質管理等の業務を軽減するとともに、学習内容を検討する。
- ㊦ 学習プリントや宿題の印刷・仕分け、小テストやドリルの採点補助、教室や廊下の掲示物の張り替えや備品の整理等の業務を行うことにより、教職員の負担軽減を図るため、教員業務支援員を全ての小中学校に配置、拡充する。

業務内容

- | | |
|--|---|
| <p>□ 授業に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プリント等の印刷や仕分け ・ 提出物の確認 ・ 簡易な採点業務（小テストやドリル等） ・ 教材作成 ・ 実技教科（実習等）の事前準備 <p>□ 事務に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計や集計事務等の補助 ・ 家庭等への配付文書の印刷や仕分け <p>□ 児童生徒に関わること（見守りや補助等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食準備時や休み時間の見守り | <p>□ 掲示や整備に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名前シール作成 ・ 掲示物の張替え ・ 文書のファイリングやシュレッダー ・ 備品等の整理整頓 <p>□ ICTに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校だよりや学年通信の作成補助 <p>□ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来客対応や電話対応 ・ 草刈り作業や各種修理事業 |
|--|---|

教員業務支援員との協働の手引き（R5.12 文科省）より

◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑩関係）

- ㊦ S S R（スペシャルサポートルーム）の活用や教育支援センター（つばめ教室・やまびこサテライト教室）との連携及びスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、支援員を充実し、児童生徒一人ひとりに寄り添い、支援の行き届いていない児童生徒「0」を目指す。
- ㊦ 様々な障がいや日常的に医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する小中学校に対し、看護師や支援員を配置する。

ロ 業務の削減・効率化

◇ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ㊦ 校務支援システムや Microsoft365 の集計ツール、保護者連絡アプリ「すぐえる」の機能等を活用することによって、市から学校に発出する調査の回答にかかる事務負担を軽減する。

◇ 諸帳簿のデータ化やタブレットの利活用等による業務の負担軽減（教育DXの推進）

- ㊦ 出勤簿、年休簿、特休簿、職免簿、出張伺い及び復命のデータ処理・管

理及び押印を廃止する。

㊦ 自動採点システムの市内公立中学校導入により採点業務を軽減する。

㊦ 指導要録をデータ化し管理するとともに押印を廃止する。

㊦ 児童生徒出席簿をデータ保管する。

㊦ 学校長の当初面談及び前期面談を Teams のオンライン会議で実施する。

㊦ 市役所 301 会議室及び甲南地域市民センター会議室に、校長会や教頭会、各種研修において教職員用タブレットが使用できるよう Wi-Fi 環境を整備する。

◇部活動（「3 分類」⑬関係）

㊦ 令和 8 年度から 13 年度で、休日の部活動及び平日の部活動の地域連携・地域展開を推進する。（令和 8 年度 部活指導員 14 人から 19 人に増員）

㊦ 令和 8 年度から 10 年度で、平日部活動の活動終了時刻を 16 時 30 分とする。

ハ 働きやすさの確保

◇音声メッセージ機能付き電話機を活用した、勤務時間外における外部からの電話等対応

㊦ 音声メッセージ等対応時間については、各校の退勤時間から翌日の出勤時間までとなるよう、段階的に対応時間を設定する。

◇学校給食費の徴収及び管理（「3 分類」③関係）

㊦ 教育委員会事務局学校教育課学務給食係が、給食費の未納金徴収及び管理を担う。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）

㊦ 学校での対応が困難な事案については、学びの多様化推進係を窓口とし、当該学校と連携しながら対応にあたる。

◇運動場や体育館の施設・設備の管理（「3 分類」⑨関係）

㊦ 運動場や体育館の地域開放施設の管理業務については、教育委員会事務局社会教育スポーツ課が行う。

■学校と教育委員会が連携して取り組む内容

イ 子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり

◇教育課程における年間スケジュール等の見直し

- ㊦ 教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するため、教育課程の見直しを行い、標準を上回らない年間総授業時数となるよう設定する。
- ㊦ 市内全小学校の成績評価を年2回（前期・後期）とし、十分な評価期間を確保し、成績業務を行う。（令和9年度より全小学校で実施）
- ㊦ 授業研究や各種研修の時間を確保し教育の質を高めるため、週2回5校時の日を設定するとともに、午前5校時制の実施を目指す。（小学校）

ロ 業務の削減・効率化

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ㊦ 学校運営協議会において、スクールガードや地域ボランティアを中心に保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進し、スクールガードの登録者数を増やす。

（令和11年度に児童一人当たりのスクールガード数を0.4人にする）

甲賀市スクールガード登録者数				単位：人
年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	1,398	1,268	1,486	1,353
スクールガード数	0.30	0.28	0.33	0.31

※スクールガード数…児童一人当たり

- ㊦ 地域学校協働本部による「ながら見守り」や「見守りボランティア」等地域の協力体制づくりを推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ㊦ 学校警察連絡協議会等において、児童生徒が補導された際は、迎え等保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ㊦ 学校は警察等関係機関から補導された児童生徒について連絡があった場合は、保護者へ連絡し引き取り要請を行う。
- ㊦ 児童生徒の生命に関わる事案や「子どもの所在が分からない」といったことが発生した場合は、警察・消防へ通報または市役所（代表）に連絡する旨を、各学校の学校通信や懇談要項等に記載し周知する。

ハ 働きやすさの確保

◇管理職による、教職員の正確な勤務状況の把握及び教職員の健康、福祉の確保

- ㊦ 各学校で「働き方推進計画」を立て、教職員が担う業務の適正化や実施状況の把握、効果的な取組の検証により計画の推進を図る。

- ③ 3 箇月平均で時間外在校等時間が 45 時間以上の教職員については、「長時間労働が続いている方への『セルフチェックシート』」を記入し、学校長に提出する。また、80 時間以上の教職員に対しては、産業医による面接指導を実施する。
- ④ 本市が実施する「ストレスチェック」の実施率を 100%にする。また、実施後の集団分析の結果等を活用して、心理的安全性のある職場づくりを推進する。
- ⑤ 教職員のハラスメント対応を分掌化し、窓口を各校に設置する。また、窓口担当については、管理職以外の教職員を含めたチームで組織し、学期ごとに交代するなど、全教職員が相談しやすい体制づくりに努める。

5. 今後のフォローアップについて

- ・教育委員会においては、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長を中心とした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムの出退勤管理ツールで把握し、達成するための指導を行い、学校経営等協議会等において、各校の効果的な取組事例を伝え、超勤縮減の推進を図る。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰り等が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・取組の着実な実行を図るため、市内各小中学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、甲賀市のホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。

○具体的なフォローアップ

イ 子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり

- ・教員業務支援員の配置数・勤務時間・業務内容を把握・検証し、負担軽減効

果が大きい業務（印刷・採点・掲示替え等）についての事例を共有する。

- ・年間授業時数の削減や教育課程の再構成によって確保された「時間的余裕」が、教員の授業準備・研修時間等にどの程度活用されているかを把握する。

ロ 業務の削減・効率化

- ・教育委員会は、スクールガードの登録者数等を年度ごとに点検し、登下校の見守り活動が積極的に地域で行われるよう、学校経営等協議会等において指導・助言を行う。
- ・部活動地域展開について、実践状況や課題（人材確保、経費負担、安全管理）を分析し、段階的な拡充計画を策定する。
- ・年休簿や特休簿、指導要録や出席簿等のデータ化・押印廃止の実施による業務負担軽減の状況を把握する。

ハ 働きやすさの確保

- ・時間外在校等時間 45 時間及び 80 時間以上の教職員数の推移、面接指導実施率を継続的に調査・集計する。
- ・各校において、ハラスメント対応窓口への相談件数や対応経過を分析し、再発防止策を検討する。

6. 業務量管理・健康確保措置実施計画のロードマップについて

「業務の3分類」等を踏まえた業務の見直し				令和8年度～令和11年度			
教育委員会が主体的に取り組む内容							
3分類	イ 子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり			(令和)			
				8年度	9年度	10年度	11年度
⑮⑯⑰	授業準備、 学習評価や成績処理	水泳学習の民間 施設利用や学習 内容の検討	拡充	土山・甲賀ブロックの小中学校（民間施設利用） 水泳学習の内容検討			
		成績評価 （年2回）	継続	R9～ 全小中学校にて実施			
		教育業務支援員 の活用	拡充	R8～ 各校における支援員配置時間の拡充			
⑱	支援が必要な児童生徒 家庭への対応	SSRや教育支援セ ンター、SSW、 SCの活用	継続	支援の行き届いていない児童生徒「0」			
		医療的ケア	継続	看護師・支援員の配置			

ロ 業務の削減・効率化				(令和)			
				8年度	9年度	10年度	11年度
⑥	調査・統計等への対応		継続	校務支援システム・すぐる			
	自動採点システムの導入や 校務支援システムの活用 （教育DX）	自動採点システ ムの活用 （中学校）	新規	R8～ 全中学校に導入			
		出勤簿、指導要 録等のデータ管 理・押印廃止	新規	R8～ 全小中学校にて実施			
		学校長の面談 のオンライン実施 庁舎のWi-Fi環境	新規	R8～ 301会議室 甲南庁舎会議室			学校長面談 オンライン 会議
⑬	部活動	地域連携・展開	拡充	平日の部活動（連携） 休日の部活動（展開）			～R13
		活動終了時刻	新規	R8～R10 16時30分活動終了			

ハ 働きやすさの確保			(令和)	8 年度	9 年度	10年度	11年度
	音声メッセージ機能付き電話機の活用	音声メッセージ等の対応時間	継続	R8～ (長期休業期間) 退勤時間から 翌日出勤時まで	R9～ 段階的に時間を設定		
③	学校給食費の徴収・管理		継続		学校教育課学務給食係		
⑤	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求		継続		学びの多様化推進係（窓口）		
⑨	運動場・体育館の管理		継続		教育総務課教育施設係		

学校と教育委員会が連携して取り組む内容			(令和)	8 年度	9 年度	10年度	11年度
	教育課程の編成	年間総授業時数	継続	標準時数を大きくを上回らない教育課程の編成			
		午前 5 校時制	継続	R8～	週 2 回 5 校時・午前 5 校時制の実証及び検討		
	産業医による面接指導の実施		継続		全小中学校にて実施		
	「ストレスチェック」の実施及び心理的安全性のある職場づくり		新規		R8～ 実施後の集団分析活用		
	各校におけるハラスメント対応の分掌化及び相談窓口の設置		継続		各校に窓口を設置		
①	登下校時の見守り活動	スクールガード登録者数	拡充	児童一人に 0.4 人			
		地域の協力体制	新規		ながら見守り・ボランティア		
②	放課後から夜間における校外の見回り活動	児童生徒の補導時対応	新規		保護者への連絡・引き取り		
		児童生徒の生命に関わる事案	新規		警察・消防等への通報・連絡		

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

社会の急激な変化が進む中、子どもたちが未来において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力の育成がより重要視されています。そのためには、現状の学校教育の改善や充実が求められており、本市では令和2年度から一人一台端末を活用した学習支援ソフト（オクリンク）、A I ドリルなどさらなるICT教育の充実を図ってきました。加えて、学校が取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校に求められる役割も増大し、教職員の長時間勤務が社会問題となりました。そこで、教職員の超過勤務を解消し、子どもと向き合う時間を確保するとともに、誇りややりがいを感じ、心身ともに健康でいきいきと働ける職場づくりをすすめることから本計画を策定しました。

(2) 本市の現状

平成29年（2017年）12月策定の「甲賀市教育大綱」（令和3年10月改定）に掲げる「たくましい心身と郷土への誇り」をもち、未来を切り拓く人を育てる」を教育方針とし、平成31年（2019年）4月に制定された第3期甲賀市教育振興基本計画（令和5年11月一部改訂）を策定し、その計画において、滋賀県教育委員会が「学校における働き方改革取り組み方針」の中で示された「取組の5本柱」に関わり、本市教育委員会でも以下の取組を進めてきました。

＜令和7年度までの取組（継続）＞ ○学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実
☆年間スケジュールの見直し（学校行事、児童会生徒会行事など行事の精選）
☆学校閉校日の設定（夏季：8月10日～16日（7日間）、冬季：12月28日～1月4日（8日間））
☆教科専科指導員、特別支援員等の配置 ☆教育業務支援員の充実
☆学校運営共同実施の推進、地域学校事務室の設置 ☆校務支援システムの導入
☆出退勤の管理 ☆学校運営協議会の運営（地域住民による学校行事や学習活動の補助）
☆音声メッセージ機能付電話機の導入 ☆保護者連絡アプリ（すぐる）の導入
☆部活動指導員の配置 ☆スクールロイヤー事業の実施

○時間外在校等時間の状況

取組の成果

運動会や体育祭の半日開催、夏季・冬季における学校閉校日の設定、特別支援員や教育業務支援員等の充実、保護者連絡アプリの導入などによる業務の負担軽減と効率化が進みました。また、音声メッセージ機能付電話機の活用も教職員の負担軽減となる大きな要因となっています。

取組の課題

生徒指導や教育相談、各種調査のとりまとめなど、多岐にわたる業務の負担が大きく、今後、業務の精選や学習支援員等の活用等、教職員の働きやすい環境づくりをさらに進めていくことが課題となっています。

2 目標

- (1) 時間外在校等時間に関する目標
- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
 - ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする（※1年間時間外在校等時間を360時間以下にする）
- (2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。
 - ・「やりがいがある」「働きやすい」と回答する肯定的な割合をそれぞれ90%、80%以上にする。
 - ・セルフチェックシートの「現在の健康等に係る状況について」の項目で「概ね健康です」の割合を100%にする。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度

4 実施する業務課量管理・健康確保措置の内容 ※実施計画より抜粋

「業務の3分類」等を踏まえた業務の見直し

イ・・・子どもと向き合う時間に専念できる環境づくり ロ・・・業務の削減・効率化 ハ・・・働きやすさの確保

○教育委員会が主体的に取り組む内容

- (イ) ○体育科の水泳学習において可能な地域から民間プール施設を利用し、プールの水質管理等の業務を軽減するとともに、学習内容を検討します。
○教員業務支援員を市内公立全小中学校に配置、拡充し、事務負担を軽減します。
○SSR等の活用やSSWやSC、支援員を充実し、支援も行き届いていない児童生徒「0」を目指します。
○障がいや医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する市内公立小中学校に対し、看護師や支援員を配置します。
- (ロ) ○諸帳簿をデータ化するとともに、出勤簿や年休簿等の押印を廃止します。
○休日の部活動を地域で行うことを目指し、平日の部活動の地域連携・地域展開を推進します。
- (ハ) ○音声メッセージ機能付電話機を活用し、勤務時間外に電話応対する必要がないようにします。
○市内公立小中学校の学校給食費は、教育委員会が未納金徴収及び管理を行います。
○運動場や体育館の地域開放施設の管理業務については、教育委員会が行います。

○学校と教育委員会が連携して取り組む内容

- (イ) ○各学校の教育課程を見直し、標準を上回らない時数となるよう設定します。
○市内全小中学校の成績評価を年2回（前期・後期）とし、十分な評価期間を確保し、成績業務を行います。
○週2回5校時の日を設定するとともに、午前5校時制の実施を目指します。（小学校）
- (ロ) ○スクールガードや地域ボランティアを中心に、通学路の見守り活動を推進します。
○児童生徒が補導された際は、迎え等保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。
- (ハ) ○各学校で「働き方推進計画」に沿った、教職員が担う業務の適正化や実施状況の把握、効果的な取組の検証により計画の推進を図ります。
○3箇月平均で時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、産業医による面接指導を実施します。
○「ストレスチェック」の実施率を100%にするとともに、教職員のハラスメント対応窓口を各校に設置します。

5 今後のフォローアップについて ※実施計画より抜粋

- ・超勤時間にかかる目標の達成状況を把握し、各校の効果的な取組事例を活用し、超勤削減の推進を図ります。
- ・取組の着実な実行を図るため、市内公立各小中学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、甲賀市のホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告します。

具体的なフォローアップ

- (イ) ・教員業務支援員の配置数・勤務時間・業務内容を把握し、負担軽減効果が大きい業務（印刷・採点・掲示替等）についての事例を共有します。
・年間授業時数の削減や教育課程の再構成によって確保された「時間的余裕」が、教員の授業準備・研修時間等どの程度活用されているかを把握します。
- (ロ) ・スクールガードの登録者数等を年度ごとに点検し、登下校の見守り活動が積極的に地域で行われるよう、校長会において指導・助言を行います。
・部活動地域展開について、実践状況や課題を分析し、段階的な拡充計画を策定します。
・年休簿や特休簿、指導要録や出席簿等のデータ化・押印廃止の実施による業務負担軽減の状況を把握します。
- (ハ) ・時間外在校等時間45時間及び80時間以上の教職員数の推移、面接指導実施率を継続的に調査・集計します。
・各校において、ハラスメント対応窓口への相談件数や対応経過を分析し、再発防止策を検討します。

甲賀市こども基本条例（素案）について

1. 目的

「子ども権利条約」に基づき、市全体でこどもの権利を守り、こども一人ひとりが幸せに育つことができるよう、この条例を制定します。

2. 条例制定の理由

こどもが権利の主体として尊重され、こども及び大人がその権利への理解を深めるとともに、年齢や成長に応じて自ら考え、他者を思いやり、社会の中でルールに従って役割を担うことができるようにします。

そして、家庭、地域、学校及び行政その他の大人が、それぞれの責務を自覚して連携し、市全体でこどもの権利を守り、こども一人ひとりが将来にわたり幸福な生活を送ることができるよう、この条例を制定します。

3. 特徴・ねらい

「こども目線で作る、こどもの権利条例」

- ・こどもに理解できる条例であれば、大人にも浸透しやすい。
- ・小学5年生までに学習する漢字を使用する。
- ・「である」調ではなく「ですます」調で読みやすくする。
- ・難しい言葉や行政用語は、できるだけ「やさしい日本語」に言い換える。

4. 条例の構成

制定の理由（こども権利保護の理念）

1～2 総則（目的など）

3～6 こどもの権利の保障（こどもの権利の例示列举）

7～13 こどもの権利を守るための役割（こどもを取り巻く大人の役割）

14～21 こどもの権利を守るための取り組み（権利保護のための施策）

22～23 その他

5. スケジュール

令和8年8月6日	総合教育会議
7日	厚生文教常任委員会（パブコメ実施報告）
27日	全員協議会（パブコメ実施報告）
28日	パブリック・コメント実施（9月28日までの32日間）
10月	厚生文教常任委員会、全員協議会（パブコメ結果報告）
11月	教育委員会協議会・教育委員会定例会
12月	議会にて条例議案の審議・議決
令和9年4月	条例施行

甲賀市こども基本条例（素案）

第 1 制定の理由（前文関係）

こどもは、未来を担う大切な社会の一員であり、かけがえのない存在です。

全てのこどもは、生まれた時からひとりの人間として幸せに生きる権利があり、権利の主体として大切にされるとともに、あらゆる権利が保障されなければなりません。

こどもの権利保障に当たっては、ぎゃく待、体ばつ、いじめ、ヤングケアラーなど、こどもの権利をおびやかす様々な問題や、不登校、障がいの特性、貧困等に向き合い、社会全体で取り組んでいく必要があります。

この条例の制定に当たり、こどもたちの想いをくみ取るため、こども向けのアンケートやワークショップを実施したところ、さまざまな声をいただきました。

大人には、こどもたちの声に耳を傾け、こどもが社会の一員であることを理解し、こども自身の意見や考えを大切にすることが求められます。また、こどもの意見に対して理由を示さずに一方的に否定するようなことはせずに、常にこどもに寄り添いながら、対話に努める必要があります。

こどもが権利の主体として尊重され、こども及び大人がその権利への理解を深めるとともに、年齢や成長に応じて自ら考え、他者を思いやり、社会の中でルールに従って役割を担うことができるようにします。

そして、家庭、地域、学校及び行政その他の大人が、それぞれの責務を自覚して連携し、市全体でこどもの権利を守り、こども一人ひとりが将来にわたり幸福な生活を送れるよう、この条例を制定します。

第 2 条例案の概要

1 目的（第 1 条関係）

この条例は、こどもにとって大切な権利を明らかにし、その権利が守られるために必要な事項を定めることによって、市全体でこどもの権利を保障し、こどもが幸せに生き、健やかに育つことを目的とします。

2 定義（第 2 条関係）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定

めるところによります。

(ア) こども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者

(イ) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、現にこどもを養育する者

(ウ) 教育・保育等関係者 市内の小中学校、高等学校、放課後児童クラブ、保育所、認定こども園、児童養護施設その他こどもが学び育つことを目的として通う、又は入所する施設の関係者

(エ) 地域住民等 こどもが生活する地域の住民及び市内で活動する者又は団体

(オ) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む者

(カ) 大人 (イ) から (オ) までに掲げるもののほか、こどもに接することのある者

3 生きる権利（第3条関係）

こどもは、命が守られ、健康で安全に暮らすため、次に掲げることが権利として守られなければなりません。

(ア) 生きるためにしっかり食べることができること。

(イ) 疲れたときは心及び身体を休めることができること。

(ウ) 病気又はけがをしたら病院で治りようが受けられること。

(エ) 病気予防のための健康診断又は予防接種を受けられること。

4 育つ権利（第4条関係）

こどもは、健やかに育つため、次に掲げることが権利として守られなければなりません。

(ア) 自分らしさを大切にされること。

(イ) 学校等でいろいろなことを学べること。

(ウ) 遊んで楽しく過ごすことができること。

(エ) 安心して過ごせる居場所があること。

5 暴力などから守られる権利（第5条関係）

こどもは、暴力を受けたり、一方的に権利を奪われたりすることがないように、次に掲げることが権利として守られなければなりません。

(ア) 国籍、性別、人種、宗教、障がいその他の違いを理由に、差別又は

理不尽な扱いを受けないこと。

(イ) いじめを受け、心又は身体を傷つけられないこと。

(ウ) プライバシーが守られ、名誉が傷つけられないこと。

6 意見を表明する権利（第6条関係）

こどもは、自由に意見を表明するために、次に掲げることが権利として守られなければならない。

(ア) 自分の意見又は考えが大切にされ、自由に表明できること。

(イ) 自分の意見又は考えを持つために、必要な知識及び情報を得る手助けを受けること。

7 こどもの役割（第7条関係）

こどもは、自分の権利について正しく理解するとともに、他のこどもにも同じ権利があることを認識し、その権利を大切にしよう努めます。

8 保護者の役割（第8条関係）

(1) 保護者は、家庭がこどもにとって最も安心できる居場所となるよう努めます。

(2) 保護者は、こどもの権利を守ることにについて、重要な責任があることを認識し、こどもにとって何が一番良いことを考えて、愛情をもってこどもを育てます。

(3) 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他のこどもの権利を大切にできるよう必要な支援をします。

9 教育・保育等関係者の役割（第9条関係）

(1) 教育・保育等関係者は、こどもが主体的に学びながら、健やかに育つことができるよう、こども一人ひとりの発達段階等に応じて学びを保障し、必要な支援をします。

(2) 教育・保育等関係者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他のこどもの権利を大切にできるよう学びを保障し、必要な支援をします。

10 地域住民等の役割（第10条関係）

地域住民等は、こどもが地域の一員として安全・安心に暮らしながら、健やかに育つことができるよう、こどもを見守り、必要な手助けをするよう努めます。

す。

1 1 事業者の役割（第 1 1 条関係）

事業者は、こどもである従業員の権利を保障するとともに、保護者である従業員が子育て及び仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場環境作りに努めます。

1 2 市の役割（第 1 2 条関係）

（１） 市は、こどもの権利を保障するため、こども、大人、保護者、教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者と一緒に協力し合いながら、こどもに関する取組を進めます。

（２） 市は、こども、大人、保護者、教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な手助けをします。

1 3 大人の役割（第 1 3 条関係）

（１） 大人は、こどもが権利の主体であることを認識し、こどもの権利について理解し、大切にします。

（２） 大人は、こどもと向き合い、対話することを心がけるとともに、こどもから相談があったときは、寄りそって話を聞くよう心がけます。

1 4 こども及び保護者への支援（第 1 4 条関係）

市、教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、保護者がこどもの権利を守りながら安心して子育てができ、その役割を果たせるよう、必要な支援及び助言を行います。

1 5 こどもの居場所作り（第 1 5 条関係）

市、保護者、教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所作りをすること又はその手助けをすることに努めます。

1 6 ぎゃく待及び体ばつの防止（第 1 6 条関係）

（１） 市、保護者、教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもに対するぎゃく待及び体ばつを防止するために、児童相談所その他の関係機関と協力して必要な対策を取り、早期発見に努めます。

（２） 市、保護者、教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、ぎゃく

待及び体ばつを受けたこどもを適切かつ速やかに保護し、関係機関と協力して必要な手助けを行います。

17 いじめの防止（第17条関係）

- (1) 市、保護者、教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもに対するいじめの未然防止及び早期発見に努めます。
- (2) 市、保護者、教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、いじめを受けたこどもを適切かつ速やかに保護し、必要な手助けを行います。
- (3) 市、保護者、教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、いじめをしたこどもに対して、再びいじめをすることがないように、その行為の背景にある事情を考えながら、成長につながる指導及び支援を行います。
- (4) 市、教育・保育関係者、地域住民等及び事業者は、保護者に対しても必要な助言を行います。

18 多様性の尊重（第18条関係）

- (1) 市、保護者、教育・保育等関係者、地域住民等、事業者及びこどもは、こどもの国籍、性別、人種、宗教、障がいその他の違いについて、その多様性を大切にします。
- (2) 市、保護者、教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもに対するかたよった見方、差別などが生まれないようにするために、多様性についての理解を深めるよう努めます。

19 意見表明及び参画の促進（第19条関係）

- (1) 市は、こどもに関わる市の取組について、こどもが意見を表明し、参画する機会を作ります。
- (2) 教育・保育等関係者は、こどもが参加する学校活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を作ります。
- (3) 地域住民等は、こどもが参加する地域活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めます。

20 こどもの権利侵害からの救済（第20条関係）

市は、こどもから権利侵害に関する相談を受け、そのこどもを救おうとするときは、保護者又は関係機関と連携し、権利侵害の実情に配慮しながら対応します。

2 1 こども計画の策定及び推進（第 2 1 条関係）

- （１） 市は、この条例の目的の達成に向けて、こどもに関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、こども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）第 1 0 条第 2 項に規定する市町村こども計画（以下「こども計画」といいます。）を作ります。
- （２） 市は、こども計画を作るとき及び見直すときには、こどもから意見を聞きます。
- （３） 市は、こども計画で決めたこどもに関する取組を進めるために、市の職員が力を合わせて取り組む仕組みを作ります。
- （４） 市は、こども計画で決めたこどもに関する取組の進み具合を甲賀市子ども・子育て応援団会議条例（平成 2 5 年甲賀市条例第 3 4 号）第 1 条に規定する甲賀市子ども・子育て応援団会議に定期的に報告し、見直しをしながら進めます。

2 2 委任（第 2 2 条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

2 3 その他

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとします。

甲賀市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、市の教育に資するため、甲賀市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第5条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部企画調整課において行う。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

付 則 (令和8年告示第56号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

甲賀市総合教育会議構成員名簿

(令和8年4月1日現在)

氏 名	役 職	備 考
岩 永 裕 貴	市 長	議 長
立 岡 秀 寿	教育長	
池 田 吉 希	教育長職務代理者	
松 山 顕 子	委 員	
青 木 秀 樹	委 員	
谷 口 安 子	委 員	

※甲賀市総合教育会議設置要綱第3条に基づく